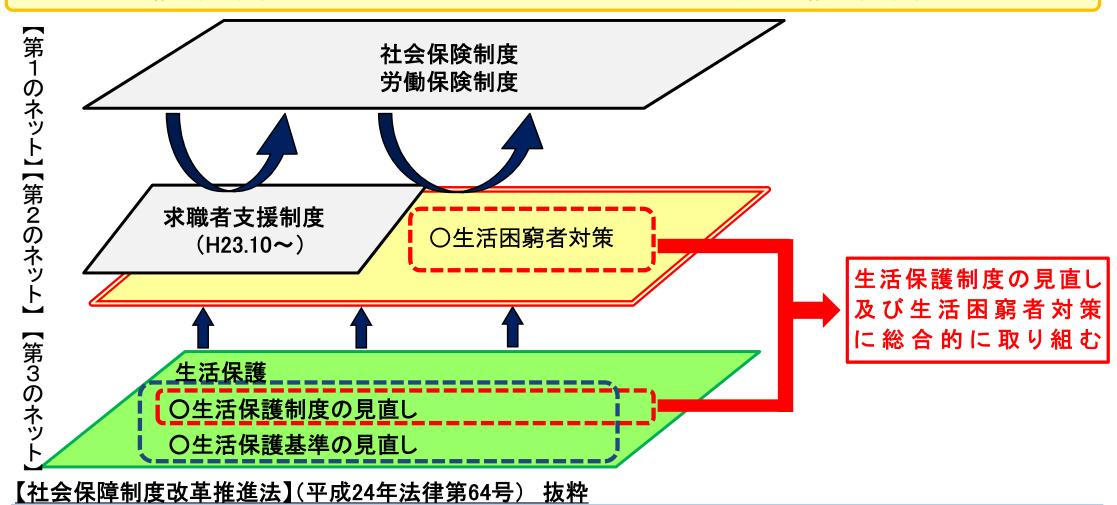
家計相談支援事業の基本的な考え方

平成27年11月30日 厚生労働省 社会·援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 鏑木奈津子

生活困窮者自立支援制度の概要

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



(生活保護制度の見直し)

|附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 <u>生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み</u>、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、<u>就労が困難でない者に関し、</u> <u>就労が困難な者とは別途の支援策の構築</u>、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

2

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 〇 福祉事務所設置自治体は、「<u>自立相談支援事業」</u>(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成 等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: 国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国庫補助1/2

施行期日

新たな生活困窮者自立支援制度

その他の支援

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、 生活保護に至る前の段階から早 期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配 置し、ワンストップ型の相談窓口 により、情報とサービスの拠点と して機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に 向けた支援計画(自立支援計 画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資 源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を 包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心 に記載しているが、これ以外に様々な支援 (◇)があることに留意

居住確保支援 再就職のために ◆住居確保給付金の支給 居住の確保が ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 必要な者 就労支援 ◆就労準備支援事業 就労に向けた準備 ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練 が必要な者 なお一般就労が困難な者 柔軟な働き方を ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」) 本 必要とする者 ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育 成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度) **(**) 就労に向けた準備 状 が一定程度 ◇生活保護受給者等就労自立促進事業 況に 整っている者 ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援 応 緊急的な支援 一時生活支援事業 た支援 緊急に衣食住の ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援 確保が必要な者 を提供 $\widehat{\mathbb{X}}$ 家計再建支援 ◆家計相談支援事業 ・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す 家計から生活 相談支援(貸付のあっせん等を含む) 再建を考える者 子ども支援 ◆子どもの学習支援事業 貧困の連鎖 ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する の防止

◇関係機関・他制度による支援

学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を 創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な 関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、 心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、 課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

対象者の考え方について

※ 平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1 (抜粋)

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その 具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

(回答)

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。(※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。)
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談 支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の 狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。(※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアク セスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。)
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援 効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済 的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。

また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能 な範囲を超えないようにすることが必要である。
- この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち 上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。
- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

生活困窮者の抱える課題と特徴 —A市の事件から—

- 〇 昨年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- 事件の詳細は明らかではないが、制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制が構築 されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられる。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

A市で発生した事件の概要 (報道より。以下同じ。)

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、 ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息 死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を独りで積極的に調整することは容易でなかったとも推察される。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できうる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

② 相談窓口における適切な支援の提供

・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、

『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。 このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えるべき。

【参考】家計相談支援事業の対象者

・ 家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれの ある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2~4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

家計相談支援事業の概要

家計相談支援事業とは

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

支援の視点

相談者自身が課題を見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握 (アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援 (具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、 具体的な支援内容を提案)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援 (目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

具体的な支援業務

- O 家計管理に関する支援(家計表等の作成 支援、出納管理等の支援)
- 〇 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消 や各種給付制度等の利用に向けた支援
- O 債務整理に関する支援(多重債務者相 談窓口との連携等)
- 〇 貸付のあっせん など

家計相談支援事業における支援の視点と支援効果

- 家計相談支援では、家計表やキャッシュフロー表等のツールを活用して、「家計」に特化した視点から相談者 の課題と現状を明らかにしていく。
- 自立相談支援機関だけでなく家計相談支援機関と一体的に支援を行うことにより、相談者の状況をより一層 複眼的に把握することができ、相談者の抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出す ことができる。
- 結果として、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円 滑化といった効果が期待される。

家計相談と自立相談との連携による 複眼的な課題の把握

- 家計相談は、家計表等を活用して相談者の 主訴と実際の収支バランスの不均衡を明らかに したり、
- キャッシュフロー表を活用することで「世帯単位」「家族単位」で相談者の状況を把握する独自の視点を有する。 □

自立相談支援事業だけでなく家計相談支援 事業を組み合わせて支援を行うことにより、 本人の語りだけでは見えにくい家族や生活全 般等の潜在化されやすい課題を、早期に明 らかにすることができる。

家計相談の支援効果

家計の状況に対する気づきと理解

家計再生に向け た意識の高まり 具体的な家計の 再生の方針や支 援計画の作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる ・家計以外の課題についても気付きを得る ・家計が安定化する
 - 制に

再び困窮状態になることへの予防

税等の滞納の 解消 就職活動の円滑化

効果的な貸付 の実施

家計相談支援事業のポイント

• 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が<u>主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)</u>が重要である。

• 相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、<u>自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防</u>する。

• 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、 公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、<u>多様な社会資源と連携し、各種</u> 制度の利用に向けた支援等を行う。

• 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。 家計相談支援を行うことで、<u>社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化</u>や、<u>消費</u> 生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待</u>される。

生活困窮者自立支援制度における家計相談支援員の役割

- 家計に課題のある人に対し、信頼関係を構築しながら、相談者自身が家計の状況を理解し、 家計管理に向けて前向きに取組めるよう支援する。
- 家計に関する専門的知識に基づき、適切な情報を提供したり、家計表やキャッシュフロー表 等の帳票を作成する。
- 各種帳票を活用し、家計の課題を明らかにし、支援の方向性を整理する。
- 家計相談支援機関だけでなく、自立相談支援機関や法テラス、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の担当部局等と連携する。

"きちんと"

丁寧な相談支援

- 対象者の把握
- ・ 信頼関係の構築
- 本人主体による丁寧なアセスメント
- 家計の現状理解に向けた支援
- 家計管理に向けた意欲喚起

"みんなで"

チームによる支援

- 自立相談支援事業との連携
- ・ 他事業との連携による効果的な支援の推進
- 各種貸付機関との連携
- ・ 法テラスや多重債務相談窓口、消費生活相談窓口 など関係機関との連携
- 公的給付窓口(減免等)との連携

"しっかり"

専門的な支援技術の活用

- 一般的な家計の支出額に関する知識の活用
- 家計表やキャッシュフロー表等の作成を通し た家計状況の「見える化」
- ・ 各種帳票の読み解きと課題の整理

- ・ 家計の視点からの情報提供や助言
- 債務整理全般や改正貸金業法、 消費者安全法等の基礎的把握と活用

演習(個人ワーク)

(別添資料を利用)

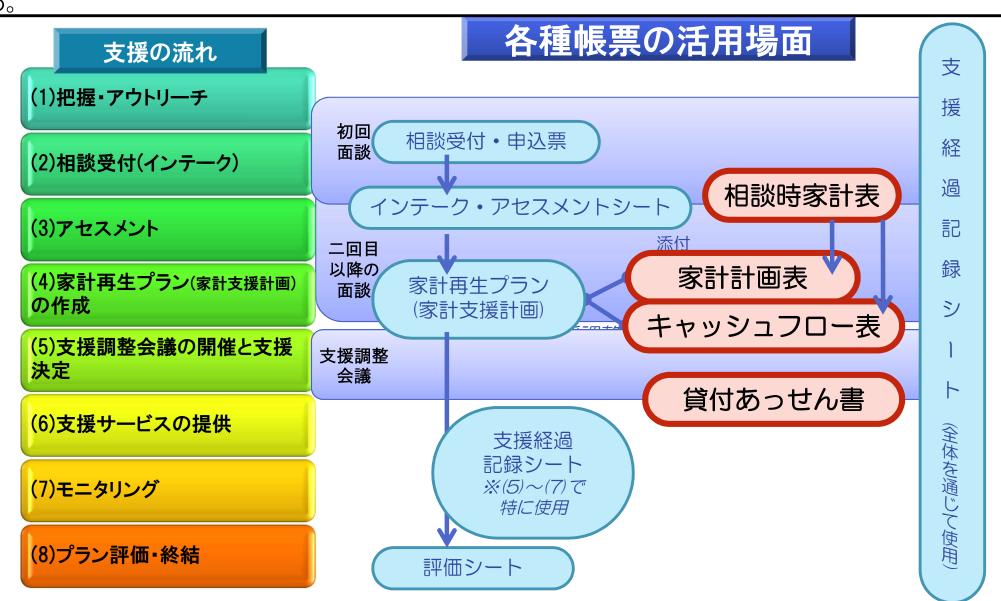
- ① 『生活困窮者自立支援制度における家計相談支援員の役割 (資料1)』を用いて、家計相談支援員が取り組む内容を確認 します。
- ② 「きちんと」「みんなで」「しっかり」 それぞれの項目を確認してください。
- ③ 項目をチェックしてみましょう。
 取り組めている → ○
 これから取り組みたい → △
 特に重点的に取り組みたい → ☆

家計相談支援事業の支援の流れ

具体的な支援の流れについては、巻末の参考資料も参照。

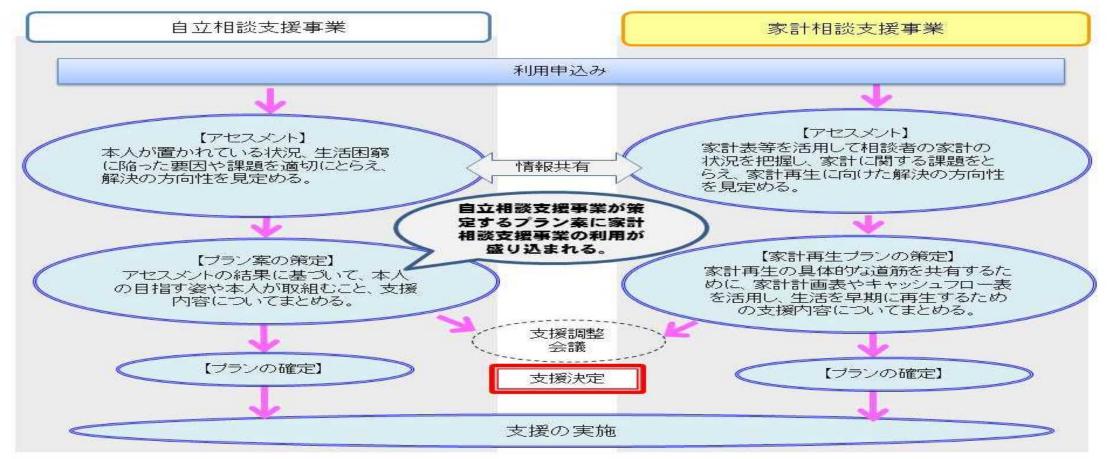
家計相談支援事業における各種帳票の活用

- 家計表やキャッシュフロー表等の家計相談独自の帳票は、相談者の潜在化された課題の発見や 課題の明確化、家計管理に向けた意欲の向上等に寄与するものである。
- 必ずしも、相談者の家計を詳らかにすることを目的として利用するものではないことに留意が必要で 、 ある。



家計相談支援事業と自立相談支援事業

- ① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合
 - →家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。
- ② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合
 - →自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。 この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支 援の必要性を確認する必要がある。
 - ※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインテーク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

相談受付・申込票

ID			受付日	平成	年	月	日	受付者			
基本情報	(書ける	範囲でこ	ご記入ください)							
いがな						性	生別 [□女性)
氏名						44	年月日 [□大正 □		口平成	
20-11	_						77)[4]	年	月	日(歳)
住所	₸	_									
電話	自宅	()	_		携	帯 ()	_		
-mail											
k談者	氏名					±z≢.	炎者と	□家族(ス	トレトの	結構・)
ご本人 外の場合	⊕≕	,	`				との関係			. ניוויטעו)
	電話	()								
「相談の」	内容(お	困りのこと	<u>-</u>)								
相談された	こい内容に	こ〇をおつ	つけください。複	数ある場合	今は、一	番お困りの	のことに@)をおつけくか	ごさい 。		
病気や	健康、障	害のこと		住まいについて					収入・生活費のこと		
家賃や	ローンの)支払いの	こと	税金や公共料金等の支払いについて					債務について		
仕事将	に、就職	について		仕事上の不安やトラブル					地域との関係について		
家族と	の関係に	ついて		子育てのこと					介護のこと		
ひきこ	もり・不登	校		DV·虐待					食べるものがない		
その他	፱(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)
相談された	こいことや	配慮を希	望されることを	具体的に	書いてく	ださい。					
										/	
目談申込 。	孔開										
○様											

■相談申込	み欄							
00様								
また、相談	校技援にあ	たり必要	となる関	計相談支援の利用を申し込みま 依機関(者)と情報共有するこ 程」について説明を受けました	とに同意します。	なお、同	意にあたっては、	別
平成	<u></u> 年	_月	<u> </u>	本人署名		Ĥ	<u> </u>	

相談時家計表

- 相談時家計表は、収支を詳細に把握するために用いるものではなく、家計の収支全体を見てバランスがとれて いるかどうかを把握するために利用するもの。
- また、相談者が支援員とともに自らの生活を見つめ、家計の現状を把握するために作成するものでもある。

相談時家計表のポイント

- ▶ 家計の情報を把握するためだけに用いるものではなく、相談者の生活状況を把握するためのコミュニケーション
 ツールとしても活用できる。
- ▶ 相談時家計表は、本人の家計の状態を正確に把握することだけを目的としたものではない。例えば、相談者が支出を過少に捉えていたために家計表が黒字になったとすると、家計表と本人の実感とにずれが生じていることを明らかにするツールにもなる。

家計計画表

- 家計計画表は、相談時家計表を基に家計を見直した結果をまとめ、今後の生活に合わせた家計の計 画を見える化したものである。
- 家計計画表の作成がきっかけとなって、相談者本人と家族がお金の使途や目指す生活の姿について 話し合うことが重要であり、家族全体の意向が反映された内容になっていることが望ましい。

家計計画表のポイント

▶ 総務省の実施する「家計調査」等の統計資料から示される、一般的な支出額と相談者の家計状況を比較して、 一律に節約などの見直しを提案することのないよう留意する。

キャッシュフロ一表

- キャッシュフロー表は、家計計画表をもとに相談者の家族のライフイベントを書き入れ、3年から5年先までの家計の推移を見ていくもの。
- キャッシュフロー表では、手当や臨時収入等も含めた収支を支給月ごとに記入し、年月の経過とともに変化する 出額や、家計の過不足が発生する時期をあらかじめ予測できるようにしていく。

キャッシュフロー表のポイント

▶ キャッシュフロー表の強みは、年単位での生活の変化等が可視化され、相談者やその家族の将来像や目標を具体的にイメージできるようにする点である。これによって、相談者自身が主体的に家計管理をしていこうという気持ちを抱くことができるようになる。

家計再生プラン(家計支援計画)

- 家計再生プランは、アセスメントの結果に基づき、家計の視点から解決すべき課題や、相談者の 目指す姿や支援の内容についてまとめたもの。
- 今後の家計に関する相談者と家族の生活再生に向けたプランであるため、相談者やその家族が納得した内容であることが特に重要であり、支援員が一方的に提案するものではなく、相談者の主体性を重んじた内容でなければならない。

家計再生プランのポイント

- ▶ 家計相談支援機関が主となって、相談者とともに取り組む事項を盛り込んだものが家計再生プランである。
- ▶ なお、家計再生プランの中には、家計相談支援機関が対応する課題だけではなく、例えば自立相談支援機関で対応する就労等の課題も家計の観点から盛り込むこととなることから、関係機関の役割分担を整理することも重要である。
 20

支援調整会議について

- 支援調整会議は、プランの共有をしたり、プランの適切性を協議する場であり、支援終結時にはプラン(支援)の 評価を行うところある。
- こうした支援調整会議での協議を通して、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握 し、社会資源の創出に向けた検討を行っていくことができる。
- なお、支援調整会議は、プランの作成後にその内容の確認(適切性の確認)を行う会議であり、自立相談支援機関 において開催されるケース会議や事例検討会等とは区別されるものである。

支援調整会議の役割

- ① プランの適切性の協議
- ② 支援提供者によるプランの共有
- ③ プランの終結時等の評価
- ④ 社会資源の状況の把握と創出に向けた検討

家計相談支援員に求められる役割

【自立相談支援機関のプランに家計相談支援事業の利用がある場合】

- 原則として家計相談支援員は支援調整会議に参加するものであり、家計再生プランが作成できている場合には、当該会議に提出し共有することが望ましい。
- なお、家計再生プラン作成の前段階として、家計計画表やキャッシュフロー表を作成する必要があるが、それらの作成には時間を要することから、支援調整会議の開催時に当該プランができていないこともあり得る。この場合においては、必ずしも家計再生プランを提出する必要はないことに留意する。

【自立相談支援機関のプランに家計相談支援事業の利用がない場合】

- この場合、家計相談支援員の参加は必須ではないものの、可能な限り支援調整会議に参加しプランに家計の視点が抜け漏れていないか、家計相談支援員として関われることはないか等について意見を述べていくことが望ましい。
- ※ なお、上記いずれの場合においても、現状では必ずしも家計相談の役割について関係者間で広く共有されているとは言い難い状況であることから、関係機関等が集う当該会議の場を活用して、家計相談の独自性や視点を伝えていくことが重要である。

自立相談支援機関における支援調整会議の実施状況

調査の概要

○ 平成27年度社会福祉推進事業において、生活困窮者自立相談支援事業実施自治体のうち119自治体を対象に アンケート調査を実施。

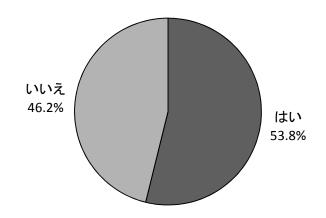
【実 施 機 関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成27年7月30日~平成27年8月17日

【回 収 率】 100%

【問】家計相談支援事業や、就労準備支援事業を利用する場合に、支援調整会議において、例えば家計再生プランや、就労準備支援プログラムを共有し、その内容を協議しているか。

家計相談支援事業や、就労準備支援事業を利用しているケースについて、支援調整会議で家計再生プランや就労準備支援プログラムの内容を共有し、内容について協議している自治体は、54.7%である。



家計相談支援事業の 利用申込の考え方

家計相談支援事業の利用申込の状況

よくある誤解

相談者が家計に関する相談をしても、家計相談支援事業の利用申込を行わず、自立相談支援事業の中で支援をしている※。

※ この意見は、家計相談支援員と他の支援員を兼務している場合や、兼務ではないものの同じ事業所内で両事業を実施している場合に多く聞かれる意見である。

家計相談支援事業の利用申込件数 (1自治体あたり)						
4月	1. 4件					
5月	1.3件					
6月	1.8件					
7月	2.1件					
8月	1.4件					
9月	1. 7件					

プラン兼事業等利用申込書における利用申込の考え方

家計に関する課題を抱えている人はもちろんのこと、その他の相談も含め、家計相談員による専門的な支援が求められる事案には、**適切に家計相談支援事業の利用申込を行う必要がある**。

- なぜならば、生活困窮者は一般的に何らかの家計に関する課題を抱えており、キャッシュフロー表等の各 種帳票を活用して、専門的な視点から支援することが求められる。
 - また、就労支援や家族支援等が主な相談内容であっても、家計相談支援員による専門的な支援が 効果的な役割を果たすこともあることから、家計相談支援事業の中で適切に支援を提供することが重要で ある。

【参考資料】

※ 家計相談支援事業の支援の流れ

家計相談支援事業の支援の流れ①

把握・アウトリーチ

- 自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や、貸付機関、行政等との連携を図り、早期発見のネットワークを構築していく。
- 対象者の中には、自ら家計に関する相談に行けず、問題を深刻化させてしまう者もいることから、積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施し、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

相談受付・インテーク

- 本人との初回面接・電話は、今後の本人との信頼関係を形成するうえで大切な機会であり、その後の、 家計再生に向けた支援を進めていく上で、重要な時期となるもの。
- 自立相談支援機関とアセスメント段階から連携・協働できるよう、相談申込・受付票は、家計相談支援機関 および自立相談支援機関の利用申込みを兼ねるものとしている。

アセスメント

- アセスメントとは、本人の家計状況、生活困窮に陥った背景·要因を分析したうえで、対応すべき課題を 適切にとらえ、解決の方向性を見定めることである。
- 相談時家計表を活用することにより、相談者の「家計の見える化」を図り、家計に関わる課題だけでなく、 生活全体の課題を把握する。

家計相談支援事業の支援の流れ②

家計再生プラン

- アセスメントの結果に基づき、家計計画表やキャッシュフロー表を作成し、家計相談の観点から解決すべき 課題や、本人の目指す姿(目標)、支援の内容についてまとめる。
- 相談者の意向や相談者の強み等を踏まえて、生活の再生に向けた意欲を引き出し、課題解決に向けた 思いを醸成していく。

支援調整会議と支援決定

- 自立相談支援機関は、家計相談支援事業やその他の支援の必要性を検証し、総合的・包括的なプランを 作成する。
- 自立相談支援機関の作成したプラン等は、支援調整会議において協議され、行政による支援決定を経て 確定される。

支援サービスの提供

○ 家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、 貸付のあっせんなどの支援サービスを提供する。

家計相談支援事業の支援の流れ③

モニタリング

- 支援過程においてサービスの提供状況や、設定した目標の到達状況を確認し、現状を把握する。
- 家計相談支援機関では、適切な時期にモニタリングが行われるよう、自立相談支援機関とも時期を調整 することが必要である。

プランの評価・終結

- 家計再生プラン策定時に定めた期間が終了する時に、設定した目標の達成度や支援の実施状況、 支援の成果、新たな生活課題の有無等の確認を行う。
- 支援を終結した後も、相談者が家計管理を継続できるか確認する。

家計相談支援事業従事者養成研修 厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 鏑木奈津子 11月30日(月)

生活困窮者自立支援制度における家計相談支援員の役割

- 家計に課題のある人に対し、信頼関係を構築しながら、相談者自身が家計の状況を理解し、 家計管理に向けて前向きに取組めるよう支援する。
- 家計に関する専門的知識に基づき、適切な情報を提供したり、家計表やキャッシュフロー表 等の帳票を作成する。
- 各種帳票を活用し、家計の課題を明らかにし、支援の方向性を整理する。
- 家計相談支援機関だけでなく、自立相談支援機関や法テラス、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の担当部局等と連携する。

丁寧な相談支援	ľ	】① 対象者の把握
"きちんと"	ľ	】② 信頼関係の構築
	ľ	】③ 本人主体による丁寧なアセスメント
	ľ	】④ 家計の現状理解に向けた支援
	ľ	】⑤ 家計管理に向けた意欲喚起
<u>チームによる支援</u>	ľ	】⑥ 自立相談支援事業との連携
"みんなで"	ľ	】⑦ 他事業との連携による効果的な支援の推進
	ľ	】⑧ 各種貸付機関との連携
	[】⑨ 法テラスや多重債務相談窓口、消費生活相談窓口 など関係機関との連携
	ľ	】⑩ 公的給付窓口(減免等)との連携
専門的な支援技術	ľ	】⑪ 一般的な家計の支出額に関する知識の活用
<u>の活用</u>	ľ	】⑫ 家計表やキャッシュフロー表等の作成を通じた 家計状況の「見える化」
"しっかり"	ľ	】⑬ 各種帳票の読み解きと課題の整理
	ľ	】⑭ 家計の視点からの情報提供や助言
	[】⑮ 債務整理全般や改正貸金業法、消費者安全法等 の基礎的把握と活用

取り組めている→ ○ これから取り組みたい→ △ 特に重点的に取り組みたい→ ☆